

いつまでも元気で暮らしていくために

後期高齢者医療制度

被保険者証と
保険料率が変わります

【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎059・221・6883 / 6884
保険年金課 ☎22・9660
FAX 26・0151

後期高齢者医療保険は、75歳以上のすべての人（生活保護受給の人は除く）が被保険者です。また、65歳以上で一定の障がい*1があり、申請により後期高齢者医療広域連合（広域連合）の認定を受けた場合は加入できます。

*1一定の障がいとは…

- 国民年金法などにおける障害年金1級、2級
- 身体障害者手帳1級から3級、4級の1部（音声言語下肢の1号、3号または4号に関する障害）
- 療育手帳の重度障害（A）
- 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級



被保険者証

7月下旬に、新しい被保険者証（若草色）をご自宅へ簡易書留で郵送します。現在の被保険者証（ピンク色）は、8月1日以降使用できません。新しい若草色の被保険者証が届きましたら、ピンク色の被保険者証は保険年金課または各支所住民福祉課に返却するか、破棄してください。

住民税非課税世帯の被保険者が入院や通院をするときは…

世帯全員が住民税非課税の場合、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、入院の際の食事代が減額されたり、1カ月の窓口払いが一定の金額でとどめられます。

認定証の交付を受けるには、申請が必要です。該当する人は、保険年金課または各支所住民福祉課へ申請してください。

保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。原則7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付します。



◆保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

保険料を計算する基礎となる保険料率（均等割額と所得割率）は、法律により各都道府県の広域連合が2年ごとに見直すことと定められています。

今年度は、その改定の年にあたり、平成26年度と平成27年度の三重県の年間保険料率は次のとおりです。

○三重県の年間保険料額

| | | | | |
|-------------------------------|---|--------------------------|---|---|
| 平成26年度年間保険料額 限度額57万円（55万円） | = | 均等割額 43,050円（39,120円） | + | 所得割額 総所得金額等*2から33万円を引いた額に8.30%（7.55%）をかけた額 |
|-------------------------------|---|--------------------------|---|---|

※（ ）内は平成24・25年度の数字

*2総所得金額等とは…

○平成25年中の各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額など）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みませんが、退職所得は含みません。

○遺族年金や障害年金は収入に含みません。
○各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など）は適用されません。

保険料の軽減措置

① 所得が低い世帯の人に対する軽減

■均等割の軽減

所得が低い世帯の人は、次の基準により均等割額を軽減します。

平成26年度からは軽減基準の見直しにより、2割軽減・5割軽減の対象を拡大します。

○世帯は4月1日（年度途中に資格取得された人は資格取得日）現在の状況で判定します。

○均等割額の軽減基準

※（ ）内は平成24・25年度の数字

| 同一世帯の被保険者・世帯主の総所得金額等の合算額 | 軽減割合 | 軽減後の額 |
|--|------|----------------------|
| 33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下 ※そのほか各種所得がないこと | 9割 | 4,305円 (3,912円) |
| 33万円以下 | 8.5割 | 6,457円 (5,868円) |
| 33万円+被保険者数*3×24.5万円以下 | 5割 | 21,525円 (19,560円) |
| 33万円+被保険者数×45万円(35万円)以下 | 2割 | 34,440円 (31,296円) |

*3 平成24・25年度は世帯主を除く被保険者数

被保険者均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。該当する人には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課にお知らせください。

***4 被用者保険とは...**
協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済保険などのことをいい、市町国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

○65歳以上の人の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除して計算します。

○事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

■所得割の軽減

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下の場合、所得割を5割軽減します。



② 後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*4の被扶養者であった人に対する軽減

保険料の減免・徴収猶予

災害にあった場合や、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。

ただし、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していたら普通徴収となります。

① 特別徴収となる人へは、保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きとなる額を通知します。

○特別徴収額の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline 10.12.2月の \\ \hline \text{年金天引き予定額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平成26年} \\ \hline 4.6.8月の \\ \hline \text{年金天引き額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{平成26年度} \\ \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \end{array}$$

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い年金から天引きされます。

② 普通徴収となる人へは、保険料額決定通知書と納付書を送付します。

■普通徴収の納期

- 第1期…7月 ○ 第2期…8月
- 第3期…9月 ○ 第4期…10月
- 第5期…11月 ○ 第6期…12月
- 第7期…1月 ○ 第8期…2月
- 第9期…3月

※保険料は納期限内に納めてください。納期限を過ぎて納付がない場合は、督促を送付します。なお、納付書払いから口座振替へ変更することができません。希望する人は申請が必要です。

③ 納付方法を年金天引きから口座振替に変更できません。

希望する人は申請が必要です。なお、申請の時期により口座振替への変更時期が異なります。

